

第6章

制度の利用や行政機関への要望

第1節 貸付金、給付金事業

第1節から第3節では、制度の利用や行政機関への要望を把握するために、貸付金や給付金、住宅や生活に関する支援、職業訓練といった制度の利用状況を分析しています。制度の利用対象となる世帯に尋ねているため、制度によってグラフに表示されている世帯が異なります。また、2018年沖縄県調査との経年比較が可能な制度については、2018年調査の結果を図示しています。

回答は、「利用しているまたは利用したことがある」方は、「満足している」も含めて2区分で、利用したことがない方については、「今後利用したい」「今後も利用するつもりはない」「制度を知らなかった」の3区分で尋ねました。そのうち「制度を知らなかった」方については、「今後利用したい」「今後も利用するつもりはない」との重複回答を可としています。

生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金貸付金

図6-1-1は、生活福祉資金貸付金について利用状況を見たものです。「今後利用したい」を見ると、養育者世帯が17.3%で最も高く、次いで母子世帯が14.3%となっています。

図6-1-2は、母子父子寡婦福祉資金貸付金について利用状況を示したものです（養育者世帯には尋ねていません）。「今後利用したい」を見ると、母子世帯では21.9%ありました。

なお、生活福祉資金貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金ともに、「制度を知らなかった」とする方が一定数おり、特に父子世帯では、いずれも半数を超えていました。

図6-1-1 生活福祉資金貸付金

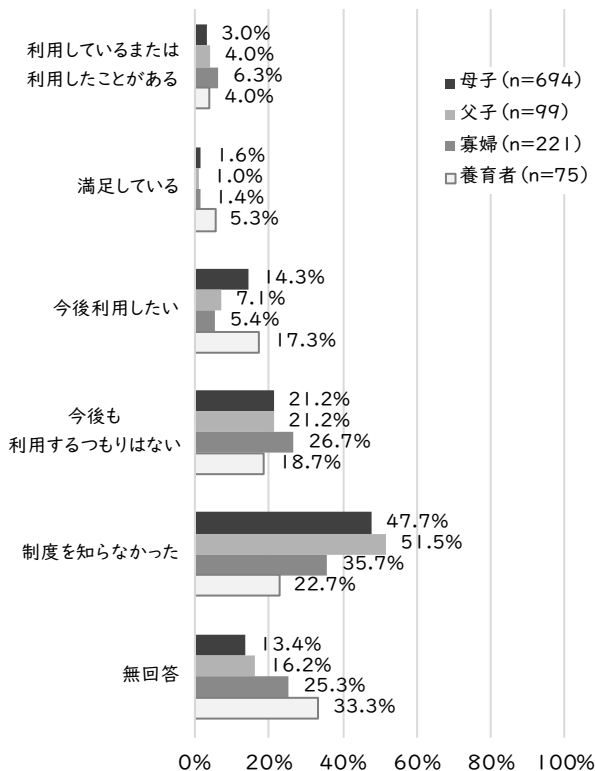
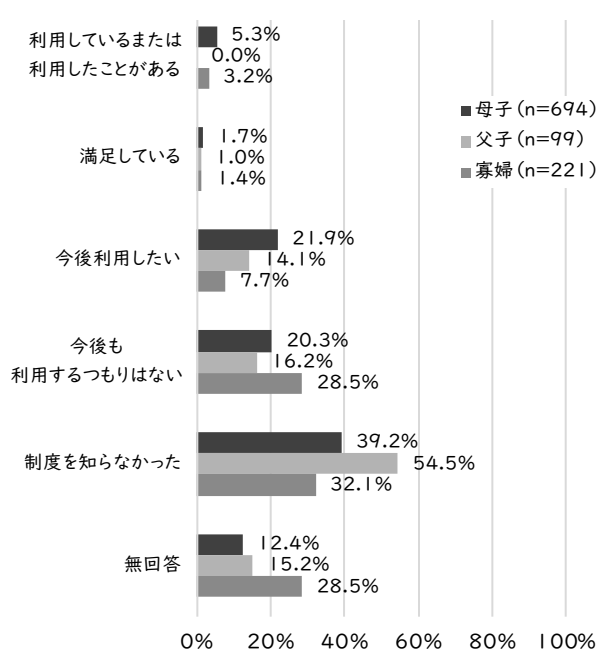


図6-1-2 母子父子寡婦福祉資金貸付金



自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金、貸付金事業

図6-1-3は、自立支援教育訓練給付金事業（指定教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の60%を支給する事業）について利用状況を見たものです。図6-1-4の2018年沖縄県調査と比較すると、「制度を知らなかった」が母子世帯で3.5ポイント、父子世帯で16.9ポイント上昇しました。

図6-1-5は、高等職業訓練促進給付金事業（看護師や保育士などの資格取得を目指すために1年以上養成機関へ修業している方を対象に最大48か月給付金を支給する事業）について利用状況を見たものです。図6-1-6の2018年沖縄県調査と比較すると、「制度を知らなかった」が母子世帯で9.8ポイント、父子世帯で18.7ポイント上昇しました。

なお、自立支援教育訓練給付金事業と高等職業訓練促進給付金事業は、母子世帯、父子世帯ともに、2018年よりも利用希望（2018年は「利用したい」、2021年は「今後利用したい」）が低下しています。

図6-1-7は、高等職業訓練促進資金貸付金事業（先の高等職業訓練促進給付金事業の受給者を対象に入学準備金等や住宅資金を貸し付ける事業）について利用状況を見たものです。児童扶養手当受給者（もしくは児童扶養手当受給者と同等の所得水準）や自立支援プログラムを策定し、就労自立に向けて意欲的に取り組んでいる方を対象に、最大12か月の範囲で、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付するもので住宅手当との併給も可能ですが、母子世帯、父子世帯ともに「利用しているまたは利用したことがある」「満足している」をあわせて、1%台となり、また、半数以上が「制度を知らなかった」と回答していました。

自立支援教育訓練給付金事業

図6-1-3 【2023沖縄】自立支援教育訓練給付金事業

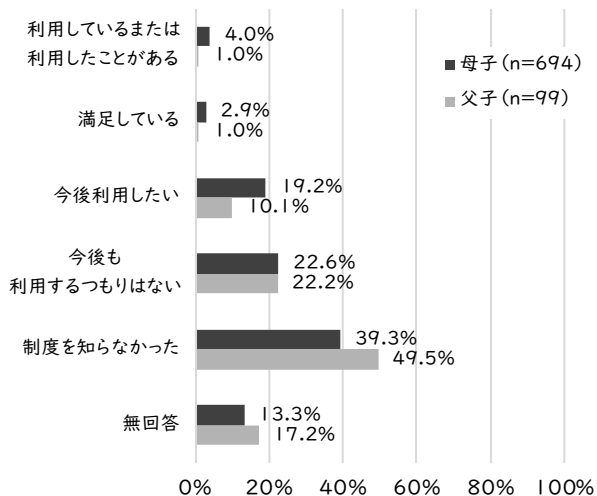
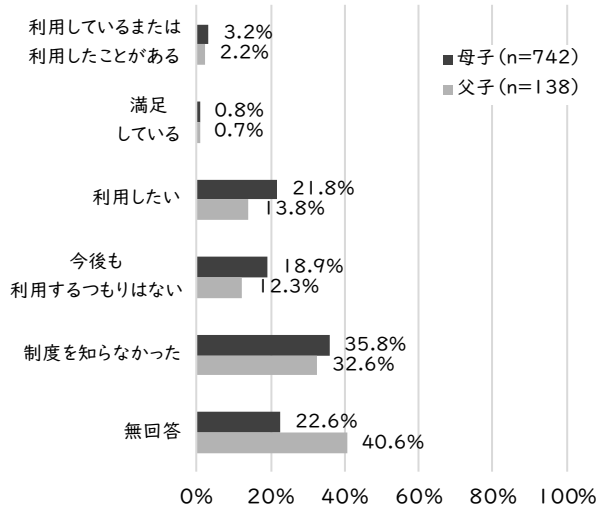


図6-1-4 【2018沖縄】自立支援教育訓練給付金



高等職業訓練促進給付金事業

図6-1-5 【2023沖縄】高等職業訓練促進給付金事業

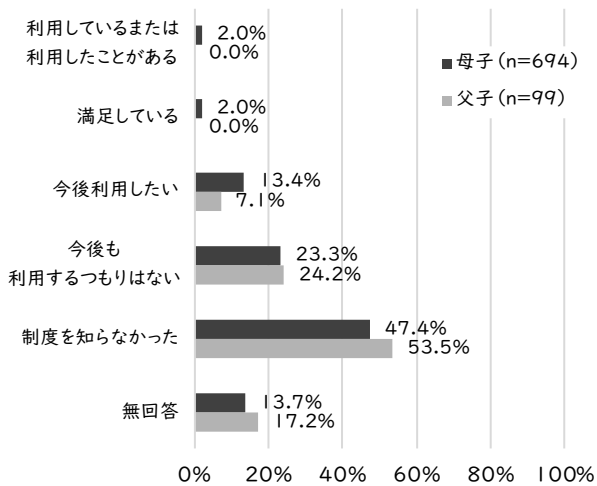
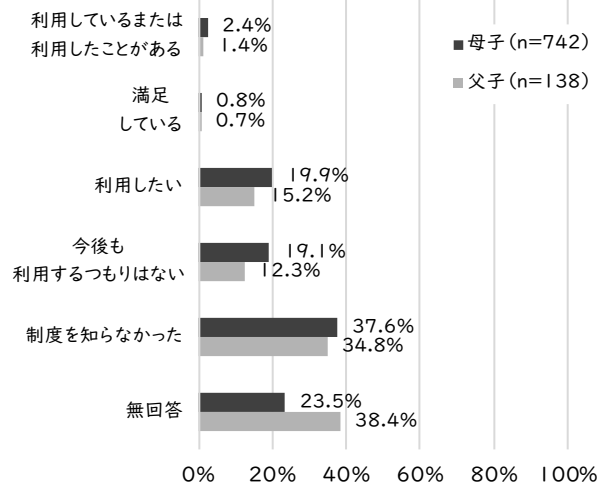


図6-1-6 【2018沖縄】高等職業訓練促進給付金



高等職業訓練促進資金貸付金事業(住宅支援資金貸付金)

図6-1-7 高等職業訓練促進資金貸付金事業(住宅支援資金貸付金)

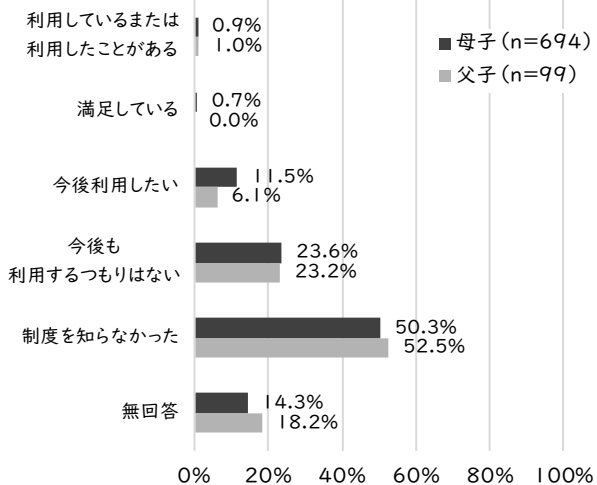


図6-2-1は、公共職業安定所（ハローワーク）の利用状況を見たものです。母子世帯（44.5%）と寡婦世帯（45.7%）では4割以上の利用がありますが、養育者世帯は 30.7%、父子世帯については 16.2%とかなり低い割合でした。また、図6-2-2の 2018 年沖縄県調査との比較では、「利用しているまたは利用したことがある」で、寡婦世帯が 17.9 ポイント上昇し、「今後も利用するつもりはない」では父子世帯で 13.2 ポイント上昇しています。

図6-2-3は、グッジョブセンターおきなわ（生活、就労、仕事探しに関する悩みをワンストップで相談・支援を行う）の利用状況を見たものです。母子世帯や寡婦世帯で「制度を知らなかった」が 37% 前後でした。

図6-2-4は、母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援サービスや生活支援サービスを提供する事業）の利用状況を見たものです。父子世帯で「制度を知らなかった」が 43.4%と、母子世帯や寡婦世帯と比べ高くなっています。「今後利用したい」は母子世帯で 14.7%、父子世帯で 8.1%、寡婦世帯で 5.0%となっていました。

公共職業安定所（ハローワーク）

図6-2-1 【2023沖縄】公共職業安定所（ハローワーク）

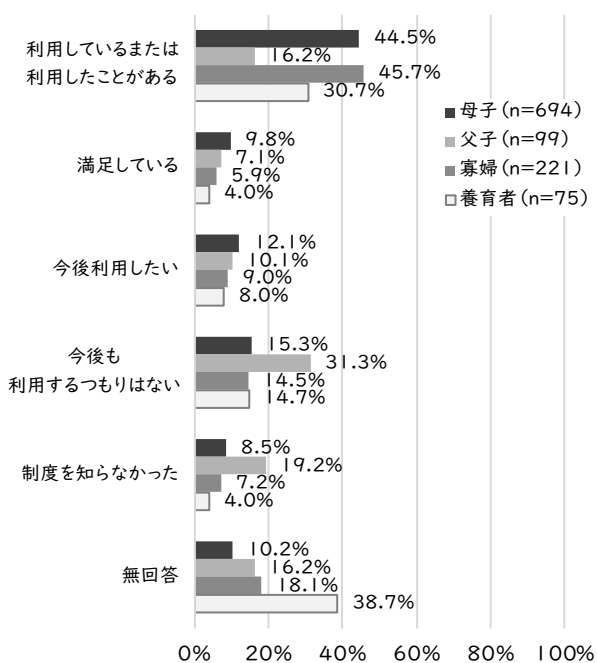
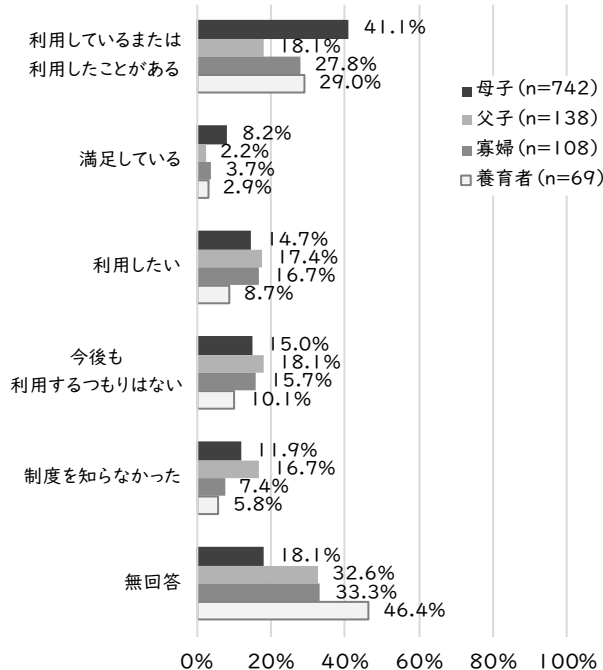
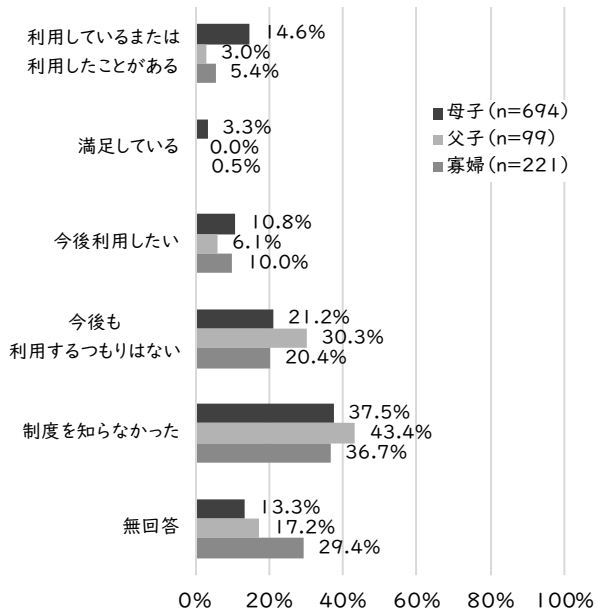


図6-2-2 【2018沖縄】公共職業安定所（ハローワークなど）



グッジョブセンターおきなわ

図6-2-3 グッジョブセンターおきなわ



母子家庭等就業・自立支援センター事業

図6-2-4 母子家庭等就業・自立支援センター事業

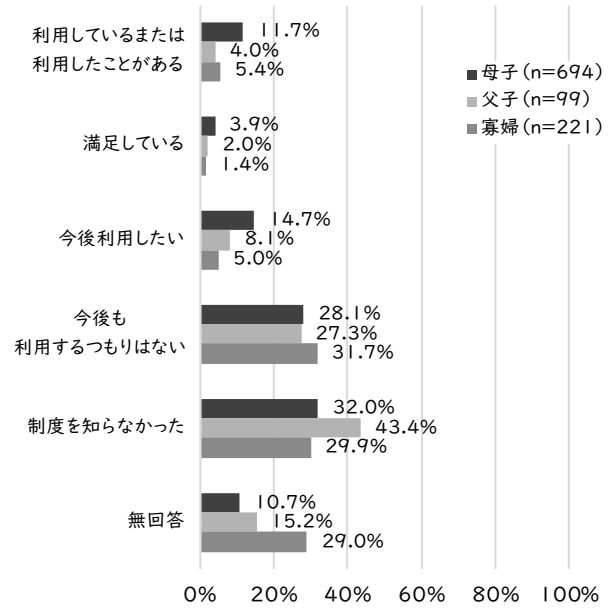


図6-3-1は、ゆいはあと事業（民間アパートの1室を借り上げ、総合的支援を行う事業）の利用状況を見たものです。図6-3-2の2018年沖縄県調査と比較すると、「制度を知らなかった」が、母子世帯で9.1ポイント、父子世帯で19.9ポイント上昇していました。

図6-3-3の日常生活支援事業（家庭生活支援員（ヘルパー派遣等））（日常生活をサポートする事業）の利用状況においても、図6-3-4の2018年沖縄県調査と比較すると、「制度を知らなかった」が、母子世帯で5.0ポイント、父子世帯で18.2ポイント上昇していました。

図6-3-5の子育て総合支援事業（無料塾）は、生活困窮世帯等の児童生徒（小学生～高校生）に無料で学習機会を提供するものです。「制度を知らなかった」が、母子世帯で42.2%、父子世帯で47.5%と高い割合でした。

図6-3-6の面会交流支援事業は、原則月1回、最長1年間、面会交流を支援する事業ですが、「制度を知らなかった」は、母子世帯で55.3%、父子世帯で49.5%と高い割合でした。

図6-3-7の公正証書作成、養育費保証支援は、公正証書等の作成や養育費保証契約の締結に係る費用を補助する事業ですが、母子世帯、父子世帯とも5割以上が制度を知らないことがわかりました。

ゆいはあと事業

図6-3-1 【2023沖縄】ゆいはあと事業
（住宅支援など）

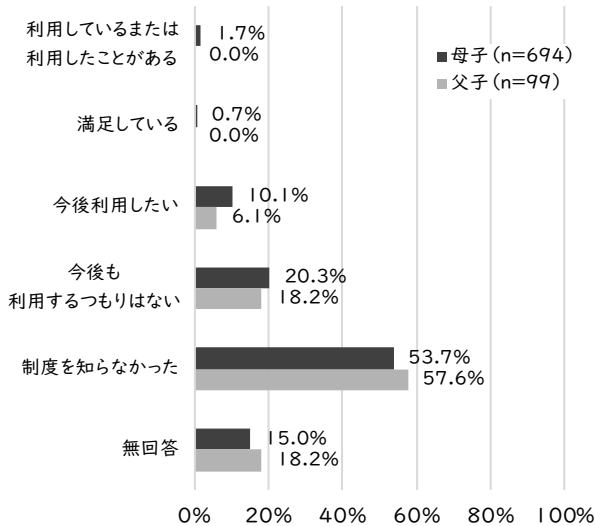
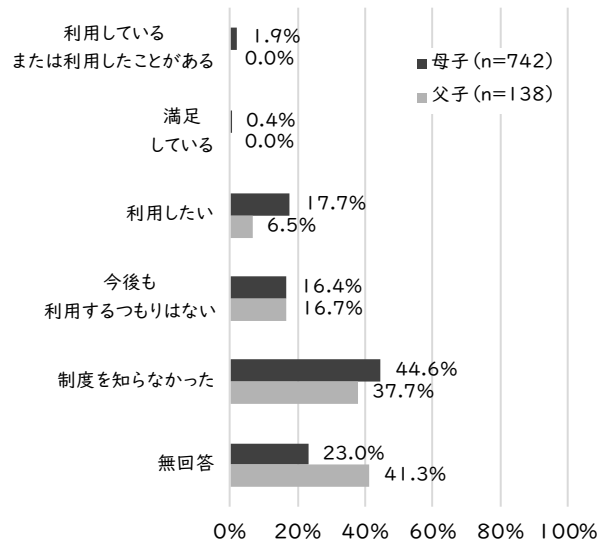


図6-3-2 【2018沖縄】沖縄県マザーズスクエアゆいはあと（住宅支援など）



日常生活支援事業(家庭生活支援員(ヘルパー派遣等))

図6-3-3 【2023沖縄】日常生活支援事業
(家庭生活支援員(ヘルパー派遣等))

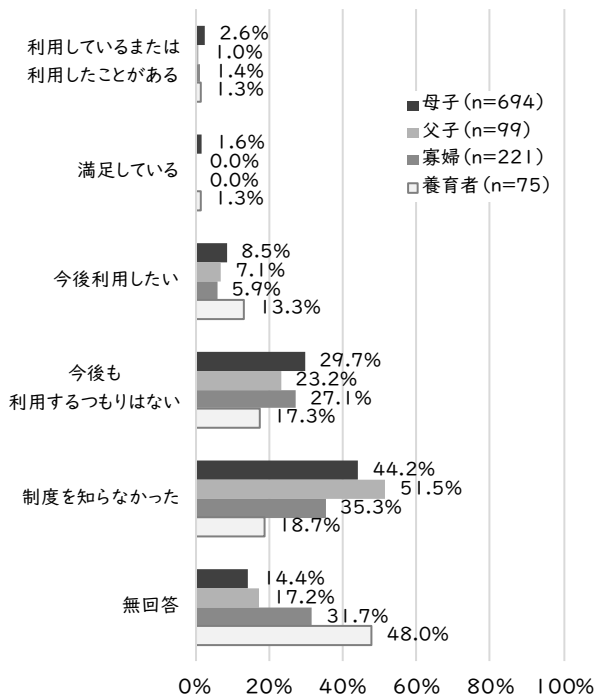
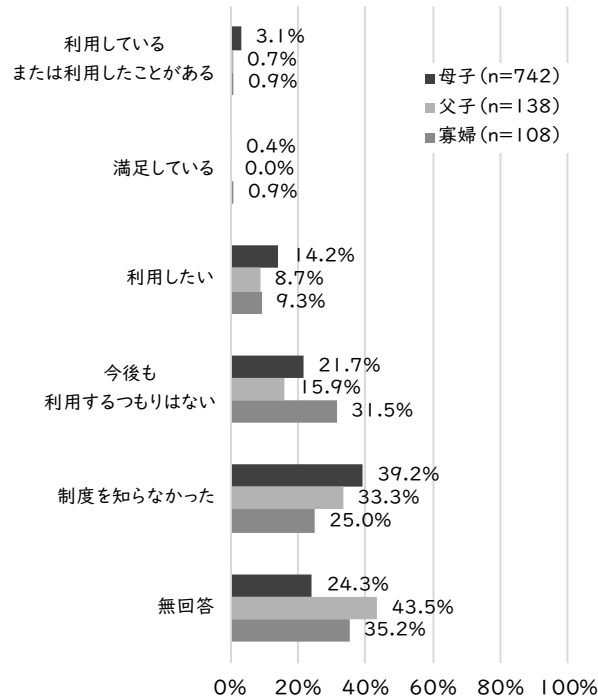
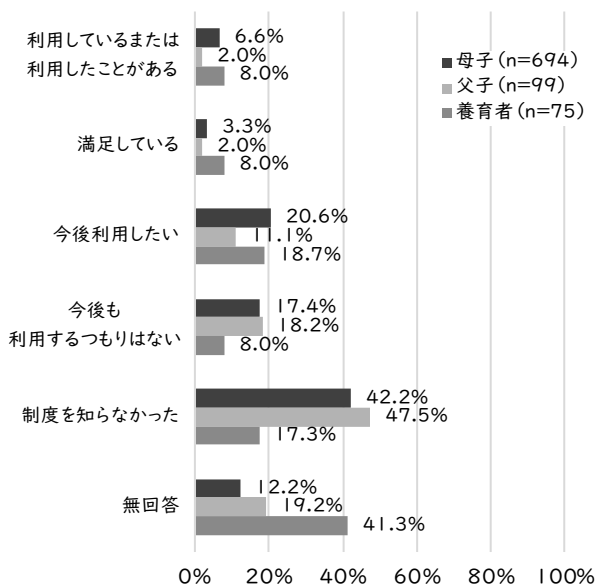


図6-3-4 【2018沖縄】日常生活支援事業
(家庭生活支援員)



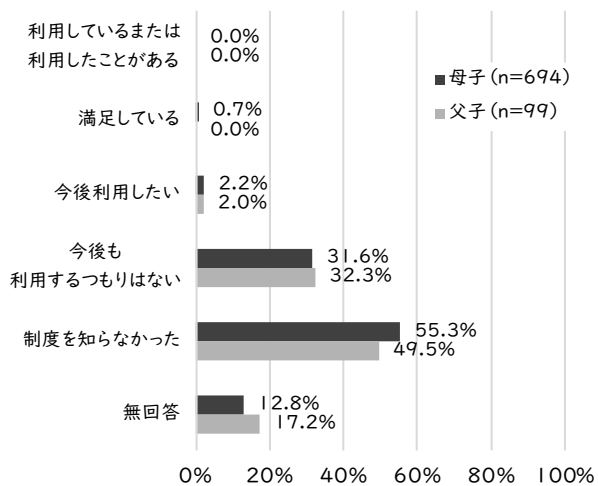
子育て総合支援事業(無料塾)

図6-3-5 子育て総合支援事業(無料塾)



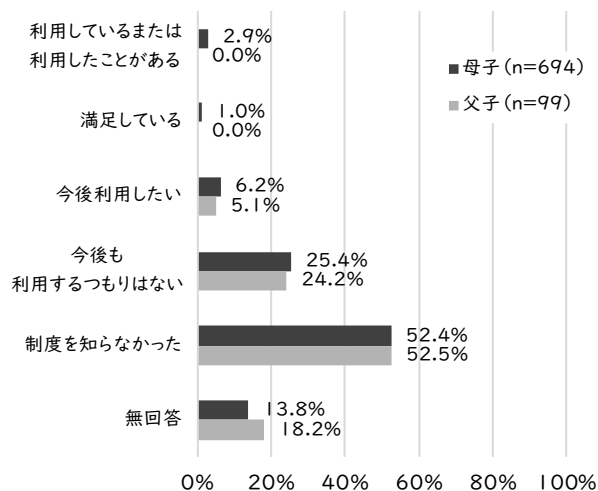
面会交流支援事業

図6-3-6 面会交流支援事業



公正証書作成、養育費保証支援

図6-3-7 公正証書作成、養育費保証支援



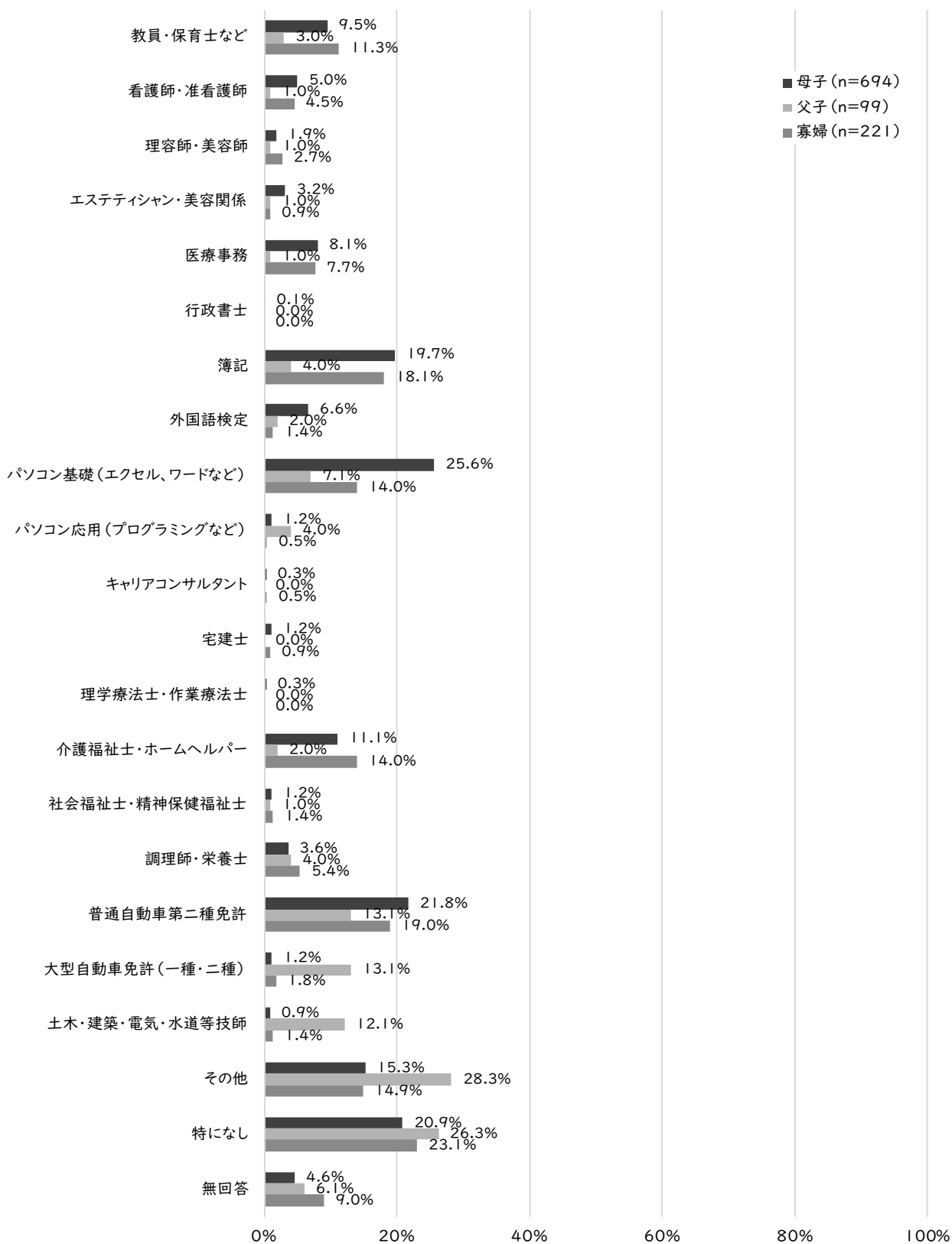
取得している資格

図6-4-1は、仕事に関して取得している資格を尋ねたものです。母子世帯、父子世帯、寡婦世帯にのみ質問しています。

母子世帯と寡婦世帯では、「パソコン基礎(エクセル、ワードなど)」（母子世帯 25.6%、寡婦世帯 14.0%）、「普通自動車第二種免許」（母子世帯 21.8%、寡婦世帯 19.0%）、「簿記」（母子世帯 19.7%、寡婦世帯 18.1%）が高くなっていました。なお、寡婦世帯では「パソコン基礎(エクセル、ワードなど)」と同じ割合で、「介護福祉士・ホームヘルパー」を取得していると回答した方がいました。

父子世帯では、「普通自動車第二種免許」と「大型自動車免許(一種・二種)」が 13.1%と最も高く、他のどの資格も低調でしたが、「その他」が 28.3%と高くなっていました。「その他」の詳細は不明ですが、危険物取扱者など、選択肢にない資格を保持している可能性があります。

図6-4-1 あなたが取得している資格を教えてください(複数選択)



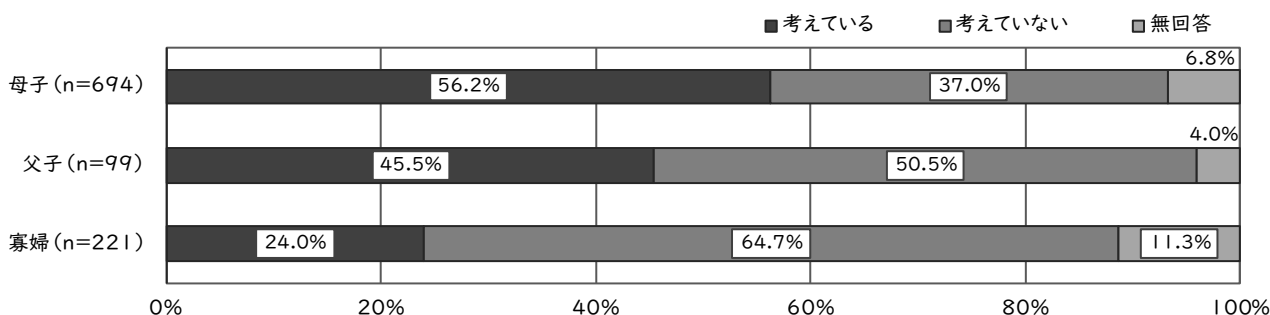
今後取得したい資格

図6-4-2は、今後資格を取得したいと考えているかを尋ねたものです。母子世帯、父子世帯、寡婦世帯にのみ尋ねています。母子世帯で56.2%、父子世帯で45.5%、寡婦世帯で24.0%が「考えている」と回答しています。

図6-4-3は、図6-4-2で今後の資格取得を「考えている」と回答した方に、今後取得したい資格の内容を尋ねた結果になります。母子世帯は、「パソコン基礎(エクセル、ワードなど)」21.8%、「パソコン応用(プログラミングなど)」14.1%、「医療事務」13.6%の順で、寡婦世帯は、「パソコン基礎(エクセル、ワードなど)」35.8%、「介護福祉士・ホームヘルパー」、「社会福祉士・精神保健福祉士」、「調理師・栄養士」がそれぞれ17.0%となっていました。父子世帯は、「土木・建築・電気・水道等技師」と「その他」が31.1%と最も高くなっていました。「その他」の詳細は不明ですが、選択肢とは異なる資格を求めていると考えられ、資格への需要の高さがうかがえます。

今後の資格取得について

図6-4-2 あなたは、今後資格を取得したいと考えていますか



第4節 資格に関する支援

今後取得したい資格

図6-4-3 今後取得したいと考えている資格を、下記の中から3つまで番号で記入してください

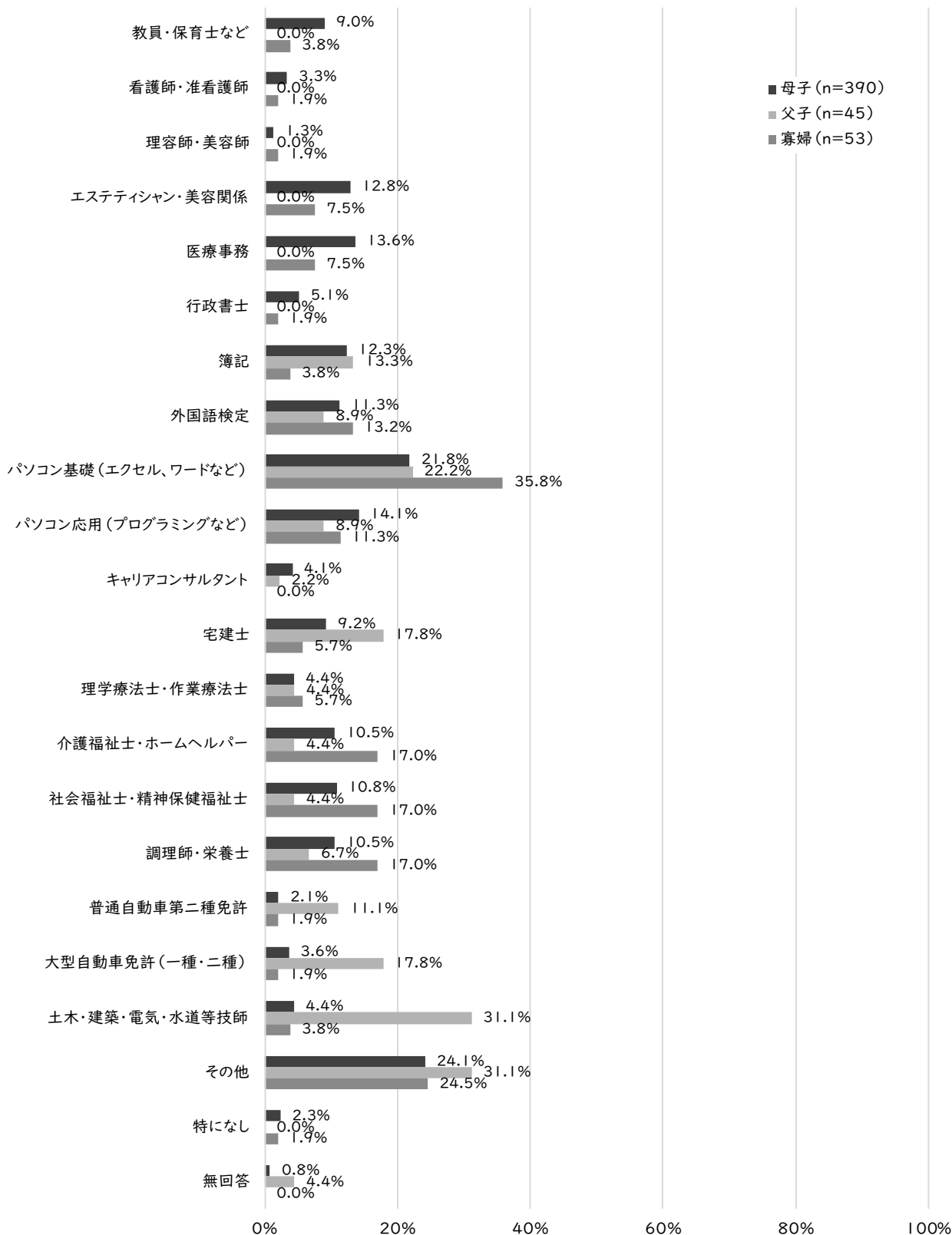


図6-5-1は、仕事に関して望む支援について尋ねたものです。「特になし」と「無回答」を除くと、いずれの世帯でも上位2つは共通していました。

1番目に多かったのは「技術・資格取得の支援」で、母子世帯 39.9%、父子世帯 31.3%、寡婦世帯 25.3%、養育者世帯 20.0%の希望がありました。

2番目は「訓練受講の際の経済的援助」で、母子世帯 25.1%、父子世帯 20.2%、寡婦世帯 22.2%、養育者世帯 16.0%となっています。

3番目は、母子世帯、父子世帯ともに「テレワーク・在宅勤務制度の充実」が上がり、母子世帯で 22.8%、父子世帯で 11.1%を占めていました。なお、父子世帯では「始業または終業時刻の繰り上げ・繰り下げ」も 11.1%となっています。寡婦世帯と養育者世帯ではともに、「仕事の紹介」が上がり、寡婦世帯で 19.5%、養育者世帯で 13.3%となっています。

図6-5-1 仕事に関して、とくにどのような支援を望んでいますか(3つ選択)

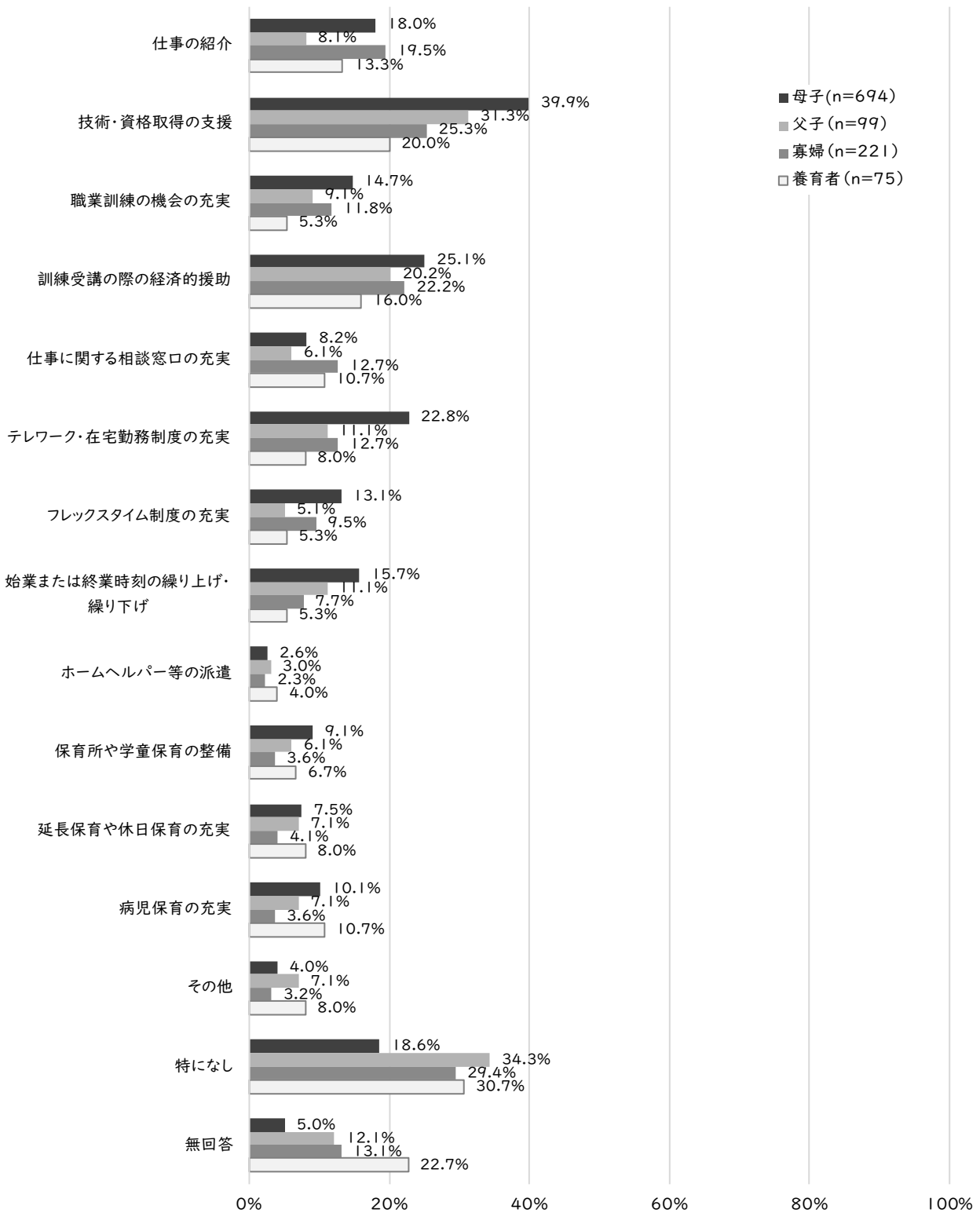


図6-6-1は、国や県及び市町村に対する要望を尋ねています。いずれの世帯でも「各種年金・手当等の充実」が最も高く、母子世帯、父子世帯、寡婦世帯では半数を超えています。

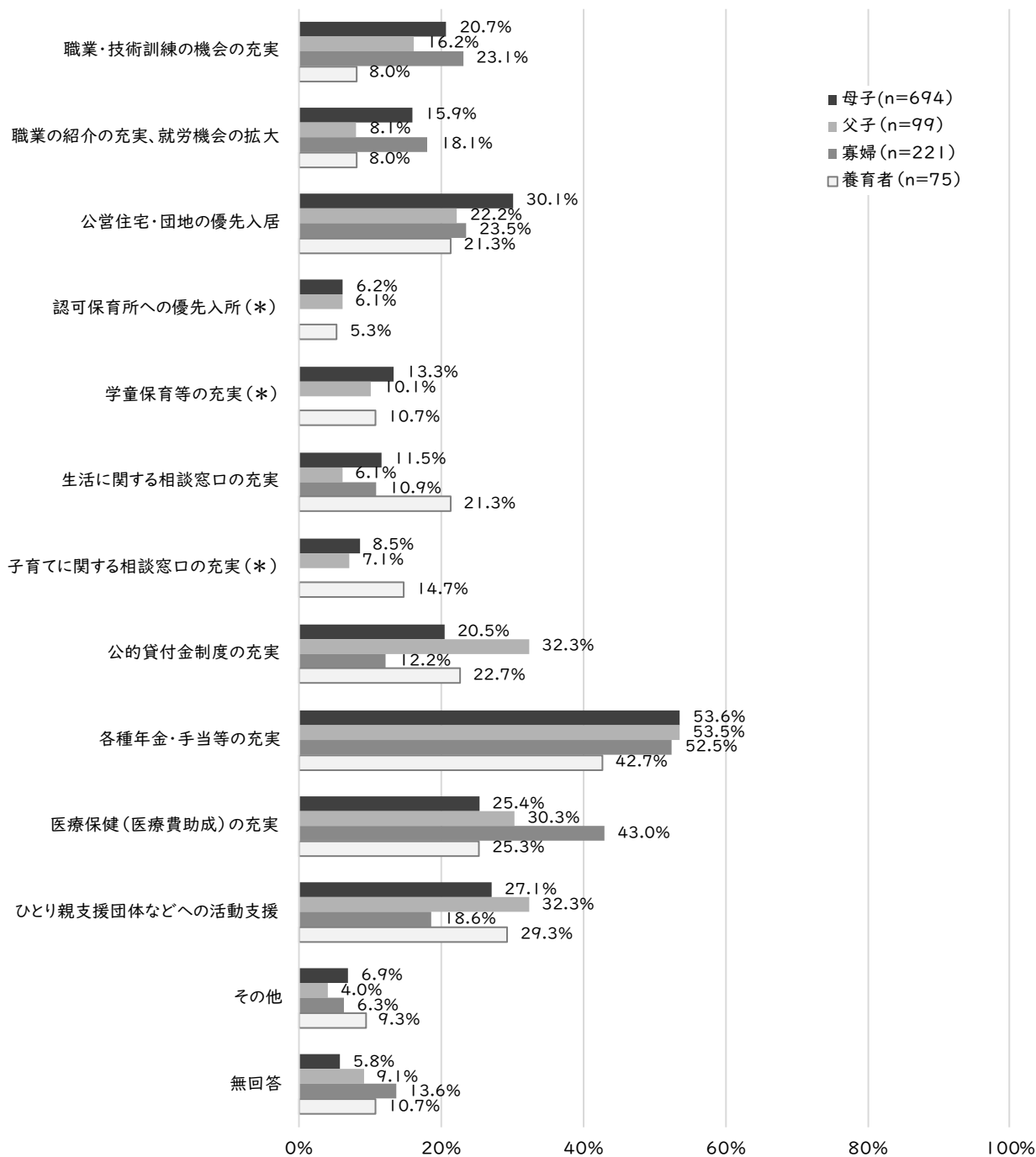
2番目、3番目は世帯によって異なり、母子世帯では「公営住宅・団地の優先入居」が30.1%、「ひとり親支援団体などへの活動支援」が27.1%、父子世帯では「公的貸付金制度の充実」と「ひとり親支援団体などへの活動支援」が32.3%、寡婦世帯では「医療保健（医療費助成）の充実」が43.0%、「公営住宅・団地の優先入居」が23.5%、養育者世帯では「ひとり親支援団体などへの活動支援」が29.3%、「医療保健（医療費助成）の充実」が25.3%となっていました。今回の調査で新たに選択肢を設けた「ひとり親支援団体などへの活動支援」について、母子世帯、父子世帯ともに3割前後の方が要望している点は見逃せません。

図6-6-2と図6-6-3は、前々回調査の2013年沖縄県調査と前回の2018年沖縄県調査と経年比較したものです。母子世帯と父子世帯のみ分析しています。

図6-6-2の母子世帯では、「各種年金・手当等の充実」が2013年から2023年にかけて13.4ポイント上昇しています。「子育てに関する相談窓口の充実」は、わずかですが3.1ポイント増えました。その他の選択肢は概ね減少ないし横ばいになっています。

図6-6-3の父子世帯では、2013年から2023年にかけて、「公的貸付金制度の充実」が3.6ポイント、「各種年金・手当等の充実」が1.8ポイント上昇していますが、その他の選択肢は減少しています。

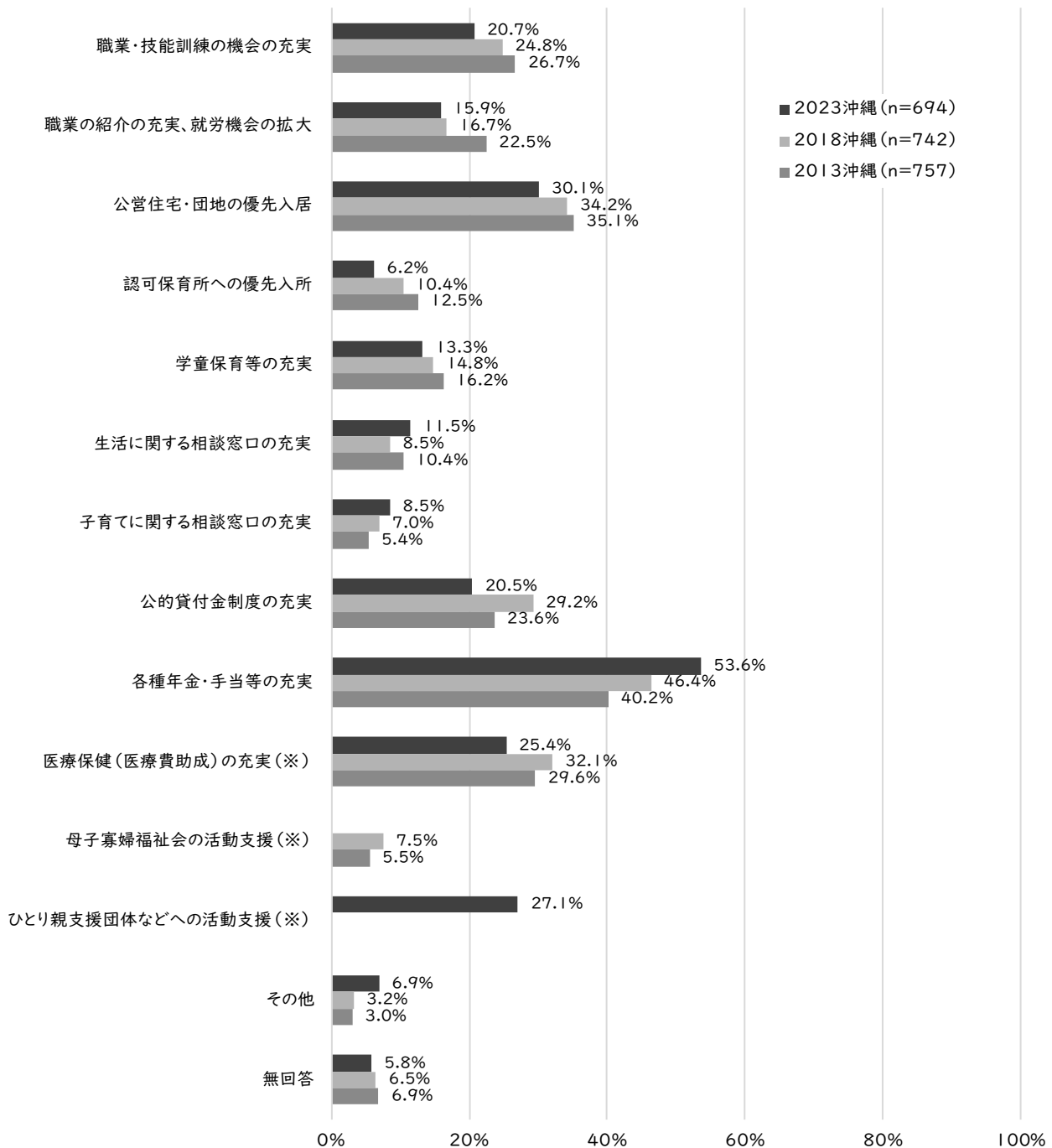
図6-6-1 国や県および市町村等に対して、とくに要望したいことは何ですか（3つ選択）



※寡婦世帯は、(*)の選択肢はない

経年比較

図6-6-2 【母子】国や県および市町村等に対して、とくに要望したいことは何ですか(3つ選択)

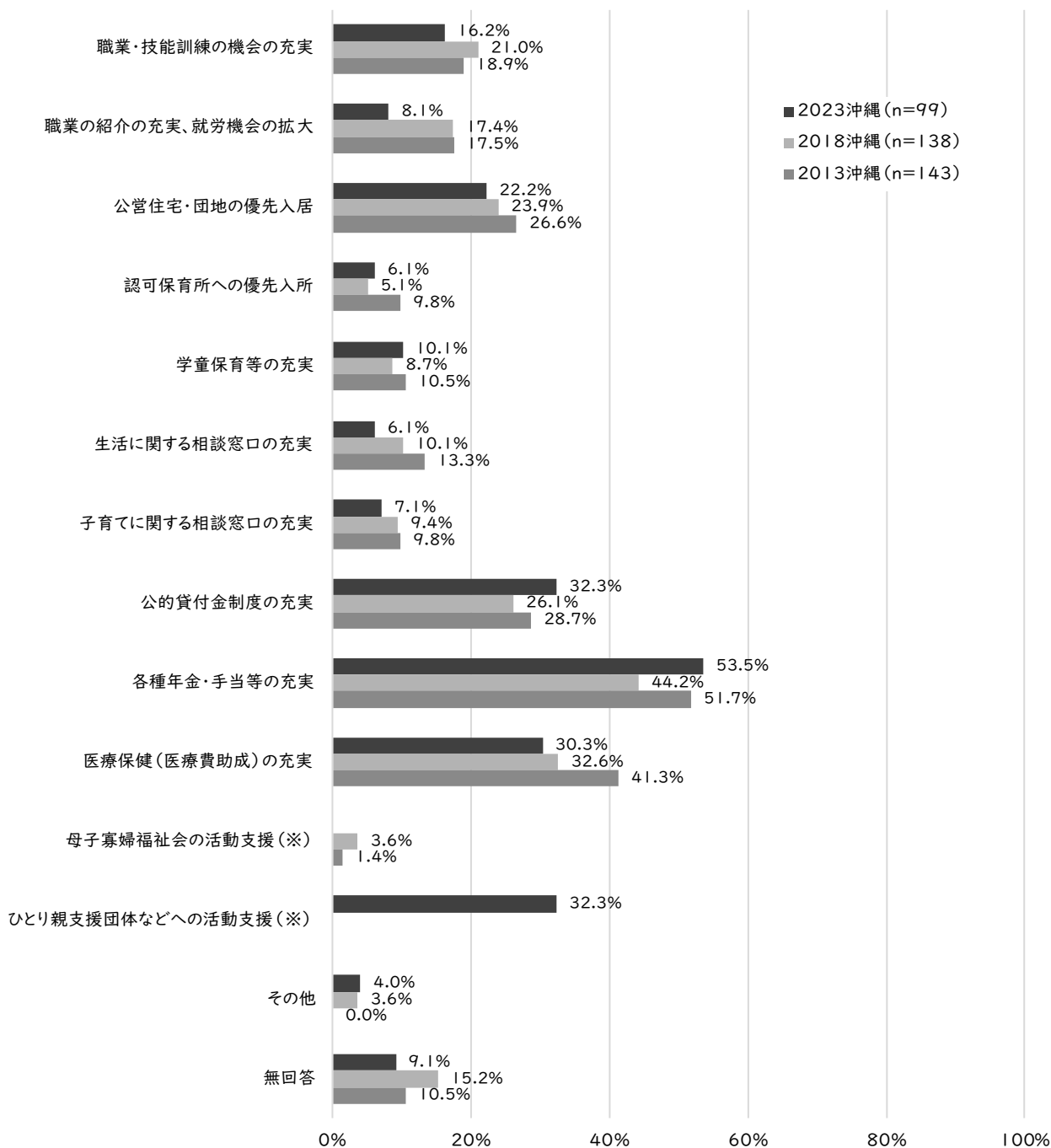


※「医療保健(医療費助成)の充実」は、2013年、2018年沖縄県調査の「医療保障(医療費助成)の充実」と比較している

※「母子寡婦福祉会の活動支援」は、2023年沖縄県調査にはない

※「ひとり親支援団体などへの活動支援」は、2013、2018年沖縄県調査にはない

図6-6-3 【父子】国や県および市町村等に対して、とくに要望したいことは何ですか（3つ選択）



※「医療保健(医療費助成)の充実」は、2013年、2018年沖縄県調査の「医療保障(医療費助成)の充実」と比較している

※「母子寡婦福祉会の活動支援」は、2023年沖縄県調査にはない

※「ひとり親支援団体などへの活動支援」は、2013、2018年沖縄県調査にはない

第 6 章 考 察

本章では、制度の利用や行政機関への要望を把握するために、貸付金や給付金、住宅や生活に関する支援、職業訓練といった制度の利用状況を分析しました。ここでは、主なものについて考察します。

(※制度に関する問は、今回の調査と比較した 2018 年沖縄県調査において「無回答」が多い問もあり、2023 年沖縄県調査の「無回答」との差が大きく、結果的に今回の「制度を知らなかった」の増加に繋がっている可能性があります。)

第1節から第3節では、制度の利用状況を分析しました。制度の周知度という点では、母子父子寡婦福祉資金貸付金、母子家庭等就業・自立支援センターは母子世帯や寡婦世帯が対象というイメージからか、「制度を知らなかった」とする父子世帯が多かったです。また、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業は、前回の 2018 年沖縄県調査より「制度を知らなかった」が母子世帯や父子世帯で上昇していました。コロナ禍で次々に打ち出された無利子貸付や給付金が影響しているのかも知れません。高等職業訓練促進資金貸付金事業(住宅支援資金貸付金)は、住宅手当との併給も可能ですが、ほとんど利用されていません。母子世帯、父子世帯とも半数以上が「制度を知らなかった」と回答していました。2021 年度(令和3年度)に創設された制度ということも影響しているかもしれません。

また、子どもの生活にも影響が大きい日常生活支援事業(家庭生活支援員(ヘルパー派遣等))が 2018 年沖縄県調査より「制度を知らなかった」とする母子世帯や父子世帯が増加していました。子育て総合支援事業(無料塾)は、母子世帯、父子世帯とも「制度を知らなかった」世帯が 4 割以上と高い割合でした。

さらに、離婚時に必要な対応を支援する制度である面会交流支援事業や公正証書作成、養育費保証支援でも、母子世帯、父子世帯とも半数あるいはそれ以上が制度を知らないことがわかりました。2022 年度(令和4年度)より開始した事業のため、まだ十分に周知されていないことも背景にあると考えられます。

制度の周知については、各所で取り組んでいることだと思いますが、生活困窮や障害、仲違いなど複雑な事情を抱える家庭にはなかなか届きにくい現状が背景にあると考えられます。

第4節では、現在取得している資格や、今後の資格取得に関して分析しました。母子世帯、父子世帯、寡婦世帯にのみ尋ねた質問になります。

今後取得したい資格を尋ねたところ、母子世帯は「パソコン基礎(エクセル、ワードなど)」、「パソコン応用(プログラミングなど)」、「医療事務」の順で、寡婦世帯は「パソコン基礎(エクセル、ワードなど)」、「介護福祉士・ホームヘルパー」、「社会福祉士・精神保健福祉士」、「調理師・栄養士」の順となっていました。第1章第4節で仕事の内容を尋ねた結果を見ると、母子世帯、寡婦世帯では「事務従事者」や「専門的・技術的職業従事者」「サービス職業従事者」の割合が高くなっており、いずれも現在の仕事の内容に合わせてより安定した資格や技術を身に付ける意図が感じられ、またパソコンなどのスキルの向上を目指そうとする傾向がみられます。父子世帯は約3分の1が「その他」を選んでいます。父子世帯は土木や大型二種免許などの資格を有している方がいることを考慮すると、選択肢にないもの、例えば建設関係の資格などを求めていると考えられます。

第5節では、仕事に関して望む支援を分析しました。いずれの世帯でも「技術・資格取得の支援」が最も多く、次に「訓練受講の際の経済的援助」が高くなっていました。母子家庭等就業・自立支援センター事業や自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業といった既存の制度について、使い勝手やメニューを点検し、資格取得に向けた支援をさらに強化する必要があるでしょう。

第6節では、国や県及び市町村に対する要望を分析しました。

いずれの世帯も「各種年金・手当等の充実」が最も高く、特に母子世帯、父子世帯、寡婦世帯では、半

第 6 章 考 察

数以上となっていました。また、「公営住宅・団地の優先入居」や「医療保健（医療費助成）の充実」も高く、重い家賃負担や自分や子どもの医療費の不安から解放されたいという願いが感じられます。また、「ひとり親支援団体などへの活動支援」も、母子世帯、父子世帯、養育者世帯では3割前後となりました。当事者団体の活性化によって課題を解決する主体的な動きも確認されました。

以上、制度の利用状況等を中心に見てきましたが、ひとり親世帯に限らず、公的な制度の利用にあたっては、相談窓口が開いている時間が平日のみであるなどの理由で制度へのアプローチが難しい状況があります。また、無料の資格講習会や就労支援のための給付金・貸付制度の利用希望はあっても、時間的あるいは経済的に講座の受講ができない場合が多いことが想定されます。ホームヘルプを交えたアウトリーチ型の情報提供や寄り添った説明、教育訓練期間中の一定の所得保障などを一体的に実施する仕組みが必要となるでしょう。

総合考察

沖縄県ひとり親世帯等実態調査は、5年に1度実施されているものである。調査目的としては、「沖縄県内の母子世帯及び父子世帯ならびに寡婦世帯、養育者世帯の生活実態等を総合的に把握し、ひとり親世帯等の福祉施策を強化・推進するための基礎資料を得ること」となっている。本稿では、まず本調査の意義を確認し、次に調査分析の結果を基にひとり親世帯の生活実態について総合的に考察し、ひとり親世帯における保護者や子どもの支援策の充実に活かせるよう提言を行っていく。施策を検討するにあたっては、2023年12月にこども家庭庁から提示されたばかりの「こども大綱」を一つの題材として活用していきたい。なお、サンプル数が多く安定した分析ができる母子世帯のデータを中心に考察を行っていく。また、自由記述欄の記載も折に触れて引用していくが、一部のみ引用しているものも含まれている。

調査の意義

ひとり親世帯等の生活実態調査については、全国のひとり親世帯等を対象として、これまで5年に1度、厚生労働省が実施している（「全国ひとり親世帯等調査」）。また、全国のさまざまな自治体でも実施している。これらの実態調査の多くは、ひとり親世帯が抱える深刻な生活状況の実態を明らかにし、ひとり親世帯等を支援する施策の充実はかる上での基礎資料となってきた。特に、2000年代から子どもの貧困が社会問題化してからは、子どもを養育するひとり親世帯等の状況が注目を浴びるようになり、「全国ひとり親世帯等調査」のデータは社会的な関心を集めるようになってきている。

他方で、沖縄県のひとり親世帯については、以下に述べるように、全国のひとり親といくつかの点で異なる状況があり、独自の調査によってその実態をより詳細に分析する必要があるだろう。また、そのことによって県独自の施策等を検討するための基礎データともなり得るものである。そのためにも、これまでの沖縄県ひとり親世帯実態調査と違い、本調査分析では2021年全国調査（「全国ひとり親世帯等調査」、以下、全国）との比較を一つの軸に据えて実施している。

まず、出現率や離婚率の高さである。本報告書8ページにあるように、出現率（全国及び沖縄県のすべての世帯総数を分母としたもの）を見ると、母子世帯については、沖縄県では4.38%に対して全国では2.30%であり、父子世帯については、沖縄県では0.54%、全国では0.29%と、いずれも沖縄県のほうが約2倍と高い（なお、寡婦世帯、養育者世帯に関する全国のデータはない）。離婚率（年間離婚件数を人口で除した率）についても、本報告書8～9ページにあるように、全国では1.47に対して沖縄県は2.13となっており沖縄県の高さが目立つ。

また、先述の子どもの貧困問題と直結する調査対象者の世帯収入であるが、本報告書の26ページにあるように、全国と比べて沖縄県では、ひとり親世帯が低所得である割合が高いことが推察できる。200万円未満を低所得の基準として全国と比較してみると、母子世帯では、全国21.1%に対して沖縄県は27.8%、父子世帯では全国7.1%、沖縄県22.9%となっており、母子世帯、父子世帯どちらも全国より沖縄県のほうがその割合が高くなっている。なお、低所得世帯の割合について全国を基準とすると、沖縄県の場合、母子世帯に比べて父子世帯のほうが、そのギャップが大きく、沖縄県の父子世帯の低所得世帯の割合は全国の母子世帯の割合と近似していることが目立つ結果である。しかしながら、それでも沖縄県の母子世帯は沖縄県の父子世帯と比較して、低所得である割合が高いことも確認しておきたい。

さらに、上記に述べた、出現率や離婚率の高さと、貧困問題は重なっていることも、先行研究や本調査から垣間見える。

離婚前の所得について、縦断データなどで分析した研究はこれまで寡聞にして知らないが、母子世帯の学歴の低さは全国的なデータである「生活と支え合いに関する調査」から抽出分析され（山野 2017）、

「全国ひとり親世帯等調査」のデータにおいても確認できる。学歴の低さは、対象者の原家族（生まれ育った家族）の経済状況や卒業後の所得状況の代理指標ともされ、離婚時の所得や経済状況と関連があると考えられる。

本調査でも、調査概要 33 ページにあるように、母子世帯、父子世帯ともに、中学校卒業の割合が高く（それぞれ、10.4%、16.2%）、高校卒業もそれぞれ 39.2%、38.4%となっている。本県実施の「令和3年（2021年）度沖縄子ども調査報告書」（50、53 ページ）の、沖縄県における 0～17 歳の子どもを持つ母親、父親全体の学歴データでは、中学校卒業は母親、父親でそれぞれ 4.7%、6.0%であり、高校卒業は母親、父親でそれぞれ 25.8%、31.1%であり、それと比較しても、中学校卒業、高校卒業の割合が高いことがわかっている。なお、沖縄県の子どもの持つ母親、父親の学歴は、全国や他県と比べ低いことが、「令和3年（2021年）度沖縄子ども調査報告書」を含む、2015年以降重ねられてきた沖縄子ども調査では指摘されてきた。

また、本調査ではひとり親世帯になる前の家庭内の出来事について尋ねている（本報告書 21 ページ）。特に母子世帯では、DV問題等の多さも懸念される点であるが、借金の問題やパートナーが生活費を入れない、パートナーのギャンブル問題など経済的に不安定さにつながる事象があった割合も高いが見えた。父子世帯でも借金の問題が最も高い割合であった。

少なくとも、貧困問題や経済的に不安定な状況は、婚姻の継続にマイナスの影響を及ぼしやすく、ひとり親世帯の出現率の高さをもたらしやすい。このような貧困問題とひとり親の出現率との関連性を出発点として、本稿では各章における分析・考察を総合的に深めていくために、以下の3つの視点を軸に据えて検討を加えてみたい。ジェンダー問題、ワークライフバランス問題、貧困問題である。

ジェンダー問題について、まず大きな点を指摘しておくならば、母子世帯が大半で父子世帯が少ないという点からして、離婚後も子どもは女性が育てるべきだというジェンダーバイアスが社会全体にまだまだ作用していることの表れである。

働き方の課題

ひとり親世帯が抱える深刻な実態を考えるときに、保護者の働き方から検討することはいくつかの重要な視点をもたらす。

まず、ひとり親は多くの場合、働いている（第1章第3節）。にもかかわらず貧困なのは、ひとつには正規雇用（正規雇用者+会社役員）である割合が非常に低い点に関連している。沖縄県の母子世帯では5割に満たず、父子世帯でも6割程度でしかない。

母子世帯の正規雇用の少なさの一つの要因は、ひとり親世帯になる前から母親が不安定な雇用状況にあった点がある。第1章第1節にあるように、ひとり親になる前に正規雇用であった割合は3割程度と低く、非正規雇用であったものが5割程度となっている。第1章第3節が示すように、ひとり親世帯になる前に非正規雇用であった場合、正規雇用者に転職等をするのは3割程度でしかなく、ひとり親世帯になる前の労働状況が大きな影響を与えている。ここには、現在日本の労働市場や勤務環境が子育て女性が正規雇用者として働きにくい状況にある点に関連している。ジェンダー問題（男女の均等待遇）やワークライフバランスに課題を持つ職場がまだまだ多いのだろう。ゆえに、本調査（第1章第2節）でも、多くの母子世帯（4割以上）は複数回以上の転職を経験することにつながり、生活は困難に陥りやすくなる。

父子世帯の正規雇用の少なさの一つの要因は、ひとり親になった後の労働環境のあり方と関連している。沖縄県の父子世帯では、ひとり親になる前には、正規雇用（会社などの役員も含む）であった割合は7割

を超えているが、先述のようにひとり親世帯になった後は6割程度に落ちている。第1章第2節において見られたように、父子世帯ではひとり親世帯になった後に勤務時間を減らしたり、仕事量を減らしたという方が多く、ひとり親世帯になる以前の働き方が維持できなくなり、正規雇用から非正規雇用に変わらざるを得なくなった場合が一定数存在するものと思われる。これも、前段の母子世帯について述べた点と類似した状況が男性（父親）に影響を与えているのだと考えられる。ワークライフバランスに課題を持ち、長時間労働を強いられる職場はまだ多いと思われる。非正規雇用への転職によって、父子世帯では経済的な不安定さに直面することになる。

「こども大綱」でも「共働き、共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大」がうたわれ、「長時間労働の是正や働き方改革」、「女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるような環境整備を進める」ことが施策として必要とされている。これは主に少子化対策のために盛り込まれた施策であるが、前述のような視点からは、実はひとり親世帯の生活改善のためにも、こうした施策は有用であると思われる。

暮らしや子育て、進学の厳しさ

第2章では、暮らしの状況や物価高騰の影響を尋ねている。第1節では現在の生活状況について、母子世帯では「大変苦しい」「苦しい」「やや苦しい」とする場合が合わせて約4分の3、養育者世帯ではさらに多く約8割が生活の苦しさを訴えるという厳しい状況にあった。さらに、ここ数年の物価高騰はひとり親世帯を直撃している。物価高騰による影響を「おおいに感じる」「ある程度感じる」とする世帯が世帯類型に関わらずほとんどで、物価高騰の影響は、ひとり親家庭の生活を大きく圧迫していると考えられる。自由記述欄でも以下のような声が上がっており、コロナ禍の際中と同様の生活困窮状態にあるのだろう。

コロナ後の物価がかなり上がって、働いても生活はきつく、食品も高くなって毎日安い食品を探し生活している。コロナ前より生活が大変きつい。収入があっても物価が上がりすぎ、生活がともきつい。(母子)

沖縄県のひとり親の生活困窮状況が、現在だけでなく長期に及んでいることの表れのひとつが、第2章第2節の貯金に関するデータだろう。母子世帯の場合、貯金がない世帯は約4割を超え、50万円未満である場合も3分の2を超えている。全国と比べても貯金が50万円未満の割合は極端に多い。貯金をするには、必要な生活費以上の所得を一定の期間継続的に得ておく必要があるが、貯金がない、あっても50万円未満という世帯は、これまで長期にわたって不安定な所得しか稼得することができなかったことを示している。貯金の少なさは、貧困の時間の長さと同様に密接につながっているものと言える。

また、貯金の少なさは、将来にわたって貧困状況が続く危険性を示す指標とも言える。まず、貯金などの資産の重要性が浮かび上がってくるのは、不況や失業、病気などで所得が途切れた場合である。貯金などの資産は家族を苦境からすぐに救ってくれる可能性が大である。

ところが、貯金がまったくない、または貯金が50万円未満という世帯は、失業などなんらかの理由で収入が途切れてしまった時に2、3か月間で貯金が底をついてしまうことが予想される。こうした世帯が沖縄県の母子世帯の大半であるということは、多くの母子世帯ではそうした危機に十分に対処できず、借金などをせざるを得ない状況にあり、貧困状況が長期化するおそれが高いことを示す。

また、貯金などの貯蓄を増やすことは、先述したような失業など緊急時に役立つだけでなく、実は現在の日本社会では、長期の貧困状況から抜け出すためには有効かつ必要な手段ともなる。つまり、現在の日本のような教育にかかる費用、特に高等教育費が高い社会では、貯蓄を増やし将来の子どもの教育費などに備えることが必要になる場合が多く、十分な額の資産を形成できないということは、低所得家庭の不安定さがより長期（場合によっては次の世代まで）に渡る可能性につながることを意味する。

もちろん、これは現在の教育制度の問題点が根底にあり、小中高校で自己負担しなければならない費用や大学等の学費を低減する施策は、少子化対策としても望まれるユニバーサルなものである。「こども大綱」でも、「教育費の負担が理想のこども数を持たない大きな理由の一つ」ではないかと記載があり、「子育てや教育に関する経済的負担の軽減」が重要な施策とされている。これは、ひとり親世帯にとっても有効で求められる施策である。

第4章第2節で、子育ての不安や悩みについて「進学（費用面）」をあげる方が一番多く、第3節で経済的に負担に感じていることも「進学にかかる費用」の割合が最も高いことが見えたが、保護者が将来の子どもの進学費用に最も大きな悩みを抱えていることを示し、上述の点とも符合する。自由記述欄でも以下のような声がある。

子どもの大学や専門学校への進学への大きな壁は、学費等です。学力もあり進学を希望する子どもに生活苦のために諦めてとは言えない。本人に学ぶ意志も学力もあるのに。奨学金制度も貸付ではなく無償化にしてほしいです。これまでの子育ての中で一番ツライのが、学びたい事ややりたい事を経験させてあげられないことです。（母子）

子どもが中学になるまでは児童手当や就学援助もあったため、学校にかかる費用はほとんど負担せずに済みましたが、高校では授業料等の援助はありますが、それ以上のお金がかかり、更に生活が困窮しました。給付金でお金を支給するのではなく、高校卒業まで、教育にかかる全てを無償化にしてほしいです。お金の心配をする事なく、全ての子どもたちが平等に教育を受けられる環境を作ってほしいです。（母子）

高校、大学、専門学校等、子どもの成長と共に色々とお金がかかる。保育料の無償化、義務教育での就学支援援助等も大変ありがたかったが、むしろ小学校を卒業すると同時に制服や教科書代、必要な費用はもっとかかるのが現実であって、12歳以上の子どもの公的支援の方が、今まで以上に必要なのではないかと感じる。現に、うちの子は高校生で授業料もそうだが、修学旅行もあるのだが、ひとり親世帯はどんなにがんばっても高額な旅費等はムリな話で、行きたいと言う子どもの気持ちはわかるが行かせる事ができず悲しい思いをさせてしまっている。（母子）

住居と養育費

本報告書では、住居に関するものや養育費等について章を分けて、やや詳細に分析している。それは、沖縄県では全国と比較して、この2点についてやや目立つ課題点となっていることが指摘できるからである。

まず、第3章住居について、現在の住まい（第1節）では、いずれの世帯でも「民間の借家（アパート・賃貸マンション）」の割合が高く、特に母子世帯では約半数を超えており、全国の36.3%と比較して高いことが目立っている。また、第4節の住居費では、母子世帯における「民間の借家（アパート・賃貸マンション）」の住居費負担率30%以上の割合が30%を超えていることも判明した。先述のように、沖縄県の母子世帯は低所得世帯が多く、そうした世帯の住居費の負担率の高さは、経済的な負担をより高めることになっている。第3章の考察でも指摘されているように家賃補助など住居費の負担を軽減するための施策が今後は検討されるべきなのではないだろうか。

また、第3節の部屋数では、母子世帯では部屋の数の少ない住宅に住んでいることが判明した。こうした狭隘な住宅では、家族のプライバシーを守ることが難しくなるが、さらに特に多子世帯や思春期の子どもを抱えるひとり親家庭では、家族間の軋轢や家庭内のストレスが増し、子どもの心身の健全な発育・発達に悪影響を与える可能性が高くなる。先行研究（山野 2017）や児童福祉の現場では、ひとり親世帯での虐待の発生率の高さは指摘されることであるが、住居の狭隘さはリスク要因ともなり得るものである。

養育費（第5章）についても、全国と沖縄県では差が見られた。養育費の取り決め状況（第1節）もその受給状況と実際に受給している場合の金額（第3節）も、全国と比較して沖縄県では低いことが明らかとなった。その理由のひとつとして、沖縄県における経済状況の厳しさが関係しているのではないかと指摘している。

全国的にも、養育費の支払い等の割合は低く、養育費の確保はひとり親支援策として重要視されてきた。「こども大綱」においても、ひとり親支援の項で養育費の履行確保は触れられている点である。一方で、低収入世帯ほど養育費を受け取ることができていない状況についてはあまり関心がもたれてこなかったと言える。養育費は子どもの福祉にも深く関連するものであり、こども基本法が施行されたいま、子どもの権利の観点からも重要である。そうした状況を鑑みれば、沖縄県ではよりいねいに養育費に関する相談を実施する体制を組む必要があるのではないかと。国もまた、沖縄県における養育費確保に関する支援をより強力にバックアップする必要があるのではないかと。

具体的には、養育費に関する相談方法等の情報をよりわかりやすく広報する、離婚手続きの時点から養育費や面会交流について父母間での合意形成がしやすくなるように、専門機関や専門家の充実をはかるなどである。残念ながら、現状では第6章第3節にあるように、公正証書作成・養育費保証支援事業や面会交流支援事業の制度を知らなかった方は、母子世帯で5割を超えていた。自由記述にも次のような指摘がある。

養育費について相談できる窓口があれば助かるなと思っています。支払われていたのに途絶えてしまい、自分では請求する方法や手段がわかりません。ネットでみると弁護士や裁判など費用や時間がかかるものばかりで、仕事や育児をしながらできるものではないと感じました。それでも生活の為に養育費の支払いはあってほしいので、上記以外にも方法はないか、どう対応すれば良いのか相談できる場が実際にあるのであればネットや広告等でわかりやすく公開してほしいと思います。（母子）

制度利用と自由記述欄から

ここからは、第2章後半と第6章を中心にさまざまな制度利用の状況について、また自由記述欄に寄せられた声から、ここまで触れられてこなかった点について論述したい。ひとり親を支援するにあたって、押さえておきたい点でもある。

第6章からまず見えるのは、種々の事業（貸付金事業、就労関係の制度、生活等に関する支援事業など）において、「制度を知らなかった」回答が、数値の幅はありながらも一定数存在し、場合によっては大半を占めるという現状であろう。制度の周知は、これまで各所で取り組んできたことであり、自由記述欄では制度や事業利用に対する謝意や積極的な評価も記載されているが、複雑な事情を抱えたひとり親世帯には情報が行きにくいことを再度認識し、サービスの広報等を検討する必要があるだろう。また、そのためにも当事者団体の活性化は必要であり、第6節でも国や県、市町村等への要望として「ひとり親支援団体などへの活動支援」が当事者自身から一定数要望されていたことは特記するべき点である。

特に、子どもが不登校や障がいなどを抱えている場合、ひとり親世帯は孤立・孤独状況に陥りがちとなる。また、自由記述欄において見えたことであるが、保護者は仕事を選ぶか子どものケアを選ぶかの選択に悩んでしまう。ここには、ワークライフバランスの問題も深く絡んでいる。

不登校になった時、仕事も休めず、公的機関は平日の朝から夕方までで相談にも行けませんでした。有給を使い相談に行っても本人を連れて行かないといけない、本人は家から出ない、出る気がない。通所には一定の段階を越えた子どもが利用できるのではないかと思います。スクールカウンセリングも平日の限られた日程で、お休みをもらうのが大変でした。子どもがいるため職種も限られ、昇給や給与面で冷遇されていると切実に感じます。子どもに教育費、体験する事にお金をかけたいけれど、生活で精一杯です。（母子）

ひとり親で子どもを育てるために、一番困っていたことは不登校になったことで、仕事に就けない時期があったこと。収入が減って、高い税金を払うことができないと、役場に相談に行っても、情報や解決に至るための回答を得られなかった。学校との相談に行くために、仕事を休み何度もカウンセリング等をうけても、毎回困っていることを話すだけで、疲れたことを思い出します。不登校になってしまった子どもの受け皿がなく、日中留守にしている間一人ぼっちだったこと、ひとり親なので、稼ぐことや面倒を見るために孤独だったように思います。これから全ての親御さんたちがゆったり子育てできることが願いです。（母子）

ひとり親世帯の孤独・孤立への支援の必要性は、これまでも「全国ひとり親世帯等調査」のデータを用いてたびたび指摘されてきたことであり、本調査（第2章第4節）でも数値として明確に見えたものであるが、父子世帯では母子世帯と比べ、「相談する人がいない」と回答する割合が高い。ここには、ジェンダーバイアスの問題が密接に絡んでいるだろう。男性が子育てをすることは、社会的にはまだ異端視されることもある。また、「男は強くあれ」という文化的バイアスは強く、男性は心理的なケアを求めることを避けがちになってしまう。

さらに言えば、ひとり親自体に対するバイアスが私たち個人を含めた社会全体、さらには支援者自身の

内面に存在していないか確認する必要があるだろう。まだまだ、ひとり親に対する理解不足が社会全体にあるとすれば、前記した当事者団体の活動は有効で必要である。

いろいろな支援を利用したくても学校での提出などがある際に子どもが差別をうけてしまわないか子どもの将来に影響がないかと相談したくてもどうしたら良いのか相談しづらくて悩みました。実際に、小学校の先生が子どもに「母子家庭の書類をはやく出してね」とみんなの前で話をしたのをきっかけにお友達にもいろいろ言われたという話も聞いた事がありました。苦しくても相談することが怖くてつらい時もありました。母子世帯などの人が気軽に身近に相談しやすい場所があればすごく良いと思います。役所などの知り合いが多い所も足を運ぶにはとまどってしまうので、それ以外の場所があれば本当に助かります。もしかしたら私の知識不足であればすみません。

支援などでは子どもを修学旅行にも行かせることができずごく感謝しています。(母子)

最後に、支援者に対する肯定的なフィードバックも寄せられていることを記して筆をおくことにするが、こここそ専門的なケアの原点があるような気がする。同時に、沖縄県内のひとり親支援現場の方の実践やご苦勞を讃えたいと思う。

まずは誰かに自分の状況を話せる事ができるようになるところからでした。一人で暴言暴力に耐え、子育てをして、心が弱っていました。相談員さんと出会って誰かに話せるだけで心が元気になることを実感できました。ひとり親家庭になりたての時は、すぐに働けて収入があるというわけにはいかず、給食費も払えない時もありました。一人だと何も動けません。心強い相談員さんと出会えたことで心の支えとなり制度、支援があることを教えていただきました。奨学金、給付金、あれこれ利用して子どもの進学、日々の暮らしをしたから、子どもたちに向き合えたと思います。生活費のために、子どものために今は1日仕事でも元気に暮らせています。まだまだ生活は苦しいですが前向きに生きています。まずは、寄り添う人、場所があるんだよということ、困ってる方、苦しんでる方に知ってもらえて安心して支援を受けられるようになってほしいです。

(母子)

【参考文献】

山野良一(2017)「母子世帯と子どもへの虐待:抑うつ分析も含め」『社会保障研究』2(1)